

## 藤沢市教育委員会 7 月定例会会議録

日 時 2016 年（平成 28 年）7 月 27 日（水）  
午後 3 時 00 分  
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 教育長報告
  - (1) 平成 28 年 6 月藤沢市議会定例会の開催結果について
- 5 議 事
  - (1) 議案第 1 1 号 平成 29 年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択について
  - (2) 議案第 1 2 号 平成 29 年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について
  - (3) 議案第 1 3 号 平成 28 年度教育施設整備に係る工事計画の策定について
  - (4) 議案第 1 4 号 藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について
- 6 その他
  - (1) 藤沢市教育委員会学校給食課職員による給食費の着服について
- 7 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗  
2 番 小 竹 伊津子  
3 番 中 林 奈美子  
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育部長	吉 住 潤	教育次長	小 林 誠 二
教育部参事	神 尾 友 美	教育部参事	神 尾 哲
教育部参事	松 原 保	教育部参事	小 池 規 子
学校教育企画課長	齋 藤 直 昭	学校施設課長	山 口 秀 俊
教育指導課主幹	窪 島 義 浩	教育総務課主幹	佐 藤 繁
学校施設課課長 補佐	西 山 勝	教育指導課指導 主事	坪 谷 麻 貴
教育指導課指導 主事	瀧 谷 典 子		
書 記	西 山 勝 弘		

小竹委員長 定例会の開会に先立ちまして、吉田委員より発言を求められておりますので、これを認めます。

吉田委員 このたびの給食食材費の着服に関しまして、学校給食課職員が起こしました事案について、本日ここに傍聴においで下さっている市民の皆様をはじめ、市民の皆様方、そして給食食材の費用を納入いただいている保護者のみなさま、また給食食材そのものを納入してくださっている業者のみなさまの信頼を損ねる行為を行ったこと、また事務局の職員として、学校給食全体の信頼を損ねる行為であったと感じております。事務局の長として心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

長きにわたりまして、一人の人に給食会計を担わせていたこと、それから教育委員会のチェック体制がずさんであったことを深く反省し、今後綿密な調査を行うことにあわせまして、教育委員会の業務の見直し、組織の見直し、そして信頼回復に向けて努めてまいりたいと考えております。本当に申し訳ございませんでした。

小竹委員長 ただいまから藤沢市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1 番・吉田委員、3 番・中林委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、1 番・吉田委員、3 番・中林委員にお願いすることといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、このとおりの承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 これより教育長報告を行います。

(1) 平成 28 年 6 月藤沢市議会定例会の開催結果について、報告をお願いいたします。

吉田委員

それでは、平成 28 年 6 月藤沢市議会定例会の開催結果について、報告いたします。6 月市議会定例会は、6 月 6 日から 6 月 24 日までの 19 日間で開催されました。

まず、6 月 13 日に開催された子ども文教常任委員会について報告いたします。教育委員会に係る案件は陳情が 3 件ございました。陳情の内容につきましては、義務教育課程における平和教育に係る課題図書に関するもの、保健所等における動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことを求めることに関するもの、藤沢市立高浜中学校テニスコートを学校校庭内に設置するよう求めるものでございました。審議の結果、すべての陳情において、趣旨不承となりました。

次に、資料はございませんが、6 月の教育委員会定例会で「臨時代理の報告について」として報告いたしました、藤沢市一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、6 月 15 日の補正予算常任委員会に付託され、討論・採決の結果、賛成多数で可決すべきものとされ、その後、本会議において可決されました。

次に、一般質問についてでございますが、教育委員会に関連する質問は、9 人の議員からございました。質問の件名と要旨、主な質問とそれに対する答弁について報告いたします。

はじめに、藤沢市公明党の 東木 久代 議員でございます。件名 1 「「安心の未来を育む政策」について」の 要旨 1 「子どもの貧困の連鎖を断ち切る支援について」では、教育委員会に係わる質問として、学校がプラットフォームといわれその役割は大きいと考えるが、家庭の困窮や経済的事情も含めた、子どもを支援するための学校の取組状況はどうなっているのかとのご質問をいただきました。

教育委員会では、平成 27 年 4 月に、困り事を抱える子どもたち一人ひとりに応じて適切な支援を行う「藤沢の支援教育」の考え方を示し、その考え方のもと、教職員は様々な課題を抱える子どもたちに丁寧に関わり、対応していること、各学校においては、家庭の課題も含め子どもたちが抱える困り事をできるだけ早期に把握し、対応できるよう担任をはじめ多くの教職員で共通理解を図り、チームで対応する支援体制を整備し取り組んでいること、小学校に、担任を持たずに学校全体に関わる児童支援担当教諭を配置し、気になる子どもへの声かけや相談に積極的に取り組んでいること、また、この児童支援担当教諭については、支援を必要とする児童に対し、早期に対応が図れるなど、多くの効果が報告されていることから、全小学校への配置を進めているところであることを答弁いたしました。

次に、日本共産党藤沢市議会議員団の山内 幹郎 議員でございます。

件名2「自殺対策について」の要旨2「特に若者について」では、教育委員会に係わる質問として2点のご質問をいただきました。1点目として、性的マイノリティーの生徒が、教科書にある「思春期になると誰もが異性への関心が高まる」という記述の中の「異性」という言葉に傷ついたと聞いたが、藤沢市で使用している教科書にもそう書かれているのかとのご質問では、本市で使用している中学校の保健体育の教科書には「身体的な成熟に伴って異性への関心が高まる」といった記述があるが、この内容は学習指導要領に示されており、本市で使用している教科書に限らず他の教科書においても、同様の記述があることを答弁いたしました。

2点目として、性的マイノリティーの問題について、教育委員会は学校に対してどのような働きかけをしているのかについてのご質問では、教育委員会では、本市の教職員が性的マイノリティーの児童生徒の存在を念頭に置きながら、その心情に配慮して対応することが大切であると考えていること、そのために全教職員に向け、本年4月に文部科学省の通知「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」、及び文部科学省が作成した教職員が対応する際の参考となる資料を送付したこと、そして、今後も人権に係る担当者等を通して、教職員の意識啓発に努めてまいることを答弁いたしました。

次に、藤沢市公明党の 平川 和美 議員でございます。件名1「安心・安全にらせるまちづくりについて」の要旨1「通学路の安全について」では、教育委員会に係わる主な質問として2点のご質問をいただきました。1点目として、通学路の危険箇所とその対応についてのご質問では、通学路の交通安全上の危険箇所としては、道幅が狭い、交通量が多い、車両が速度を出す、見通しが悪い道路や交差点など、一般的に交通安全上、危険とされるところが上げられること、また、日中でも薄暗い、人通りが少ない、不審者が出没するなど、防犯上の危険な箇所が存在することも認識していること、これらへの対応については、まず、交通安全上の危険箇所に関しては、学校、保護者、道路管理者、市民センター・公民館、警察、教育委員会等が連携して安全確保に取り組み、必要に応じて合同点検を行い、「速度おとせ」やグリーンベルトの路面標示、「学童注意」の看板や「自転車とまれ」の路面シールの設置など、安全対策の具体的な内容を検討し、実施していること、また、防犯上の危険箇所に関しては、関係各課及び機関へ情報を提供し共有するとともに、学校でも児童生徒への周知を行い、不審者への対応などについて、安全指導に力を入れて取り組んでいることを答弁いたしました。

2点目として、通学路への防犯カメラの設置に関する市の考えについて

のご質問では、学校では現在、登下校の安全について児童生徒への意識啓発を行い、防犯ブザーを携行させ、複数での登下校を指導していること、また、スクールガードリーダーを始め保護者や地域の方々に、登下校時間に合わせた見守りやパトロールなどをお願いし、児童生徒の安全確保にご協力をいただいていること、このほか、こども110番の家や、不審者情報などを携帯電話やスマートフォンへメールで知らせる防犯対策システムなどにより、児童生徒の安全確保に努めていること、こうした取り組みにより通学路の安全対策を進めていることから、通学路への防犯カメラの設置については、教育委員会としては考えていないが、自治会町内会等が設置している防犯カメラについては、町内全体を見て箇所の選定を行っているとのことであり、通学路に対する視点を含めた選定を行っていただくよう、市民自治部と連携して対応してまいることを答弁いたしました。

次に、日本共産党藤沢市議会議員団の 味村 耕太郎議員でございます。件名1「子育て・教育について」の 要旨2「奨学金制度について」では、教育委員会に係わる主な質問として、3点のご質問をいただきました。1点目として、現在検討中の、大学等への就学支援を目的とした奨学金制度を、貸与型ではなく給付型とした理由についてのご質問では、奨学金制度の本来の目的は、家庭などの経済状況によって学びの機会が制限されないよう、就学に必要な経済的支援を行うものであるが、近年、貸与型の奨学金を利用した学生の中には不況や非正規労働などが原因で奨学金の返済ができず、自己破産に追い込まれるなど、返済が大変重荷となっている状況があることから、貸与型ではなく、給付型の奨学金制度を検討していくものであることを答弁いたしました。

2点目として、大学等に進学するための給付型の奨学金制度に関する現在の検討状況についてのご質問では、学習意欲があり、一定基準の所得に満たない世帯の子どもを対象者と考えており、支給額については十分に学業に専念できるものとなるよう検討してまいりたいと考えていること、また、制度の詳細については、「藤沢市市政運営の総合指針 2016」の改定作業の中で、効果的な制度を検討するとともに、実施に必要な財源確保等について整理した上で、早期の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えていることを答弁いたしました。

3点目として、高校生の就学を支援するための給付型の奨学金制度の創設についてのご質問では、平成26年4月より国の教育費負担の軽減策として、授業料に充てるための「高等学校等就学支援金」、教科書費、教材費、学用品費、校外活動費などの授業料以外の教育費に充てるための「高校生等奨学給付金」がそれぞれ支給されているところであり、このように

国の支援制度が整備されていることから、本市としては、高校生の就学支援のための奨学金の創設については検討する段階ではないと捉えているが、今後も国の動向に注視してまいりたいと考えていることを答弁いたしました。

次に、民主クラブの 竹村 雅夫 議員でございます。件名1「教育政策について」の要旨1「学校施設の複合化の課題について」では、教育委員会に係わる主な質問として2点のご質問をいただきました。1点目として、今後の学校施設の複合化にあたっては、まず教育的な観点が欠かせないと思うがどのように考えているかについてのご質問では、まずは学校施設が「子どもたちの学ぶ場」であり、「豊かな学校生活を送る場」であるということを念頭に置いており、この大原則が侵されることがあってはならないと考えていること、また、平成26年度に策定した「学校施設再整備基本方針」においても、複合化にあたっては児童の居場所づくりとなる施設や、学校教育と関連性の高い施設との複合化を検討していくこととしており、児童生徒の安全・安心の確保はもとより、複合化によって有意義な交流が生まれるなど、教育的な効果も期待できる施設との複合化を今後も検討してまいりたいと考えていることを答弁いたしました。

2点目として、複合施設の「安全」の確保はどのように図るのか。また、学校現場からは各学校への「防犯カメラの設置」が重要な要望として出されていると思うが、どのように考えているのかについてのご質問では、まず、「安全」の確保につきましては、複合化する施設の関係者が、それぞれの運営面や管理面などを理解した上で連携し、相互に目的の効果を高めていくことが重要と考えており、施設的には出入口を含めた双方の動線を適切に設定し、専用部分、共用部分について領域の明確化を図るとともに、その管理区分を明確化していく中で、施設全体の視点で防犯対策を検討していくこと、また、防犯カメラの設置については、犯罪の抑止効果を含め防犯対策として高い効果が見込まれるものと認識しているが、児童生徒のプライバシー保護や情報の管理・運用面を含めた整理も必要であり、今後、地域や学校の状況も踏まえた中で研究してまいりたいと考えていることを答弁いたしました。

続いて、件名2「青少年政策について」の要旨1「児童養護施設を退所した青年へのアフター・ケアについて」では、教育委員会に係わる質問として、大学等に進学するための給付型の奨学金制度に関する現在の検討状況について、ご質問をいただきました。これには、先ほどの味村議員に対する答弁と同じ内容の答弁をいたしました。

次に、藤沢市公明党の 阿部 すみえ 議員でございます。件名2「子

どもたちの未来を守るまち ふじさわについて」の要旨2「子ども発達支援事業と就学前相談について」では、教育委員会に係わる質問として3点のご質問をいただきました。1点目として、就学相談をした児童の就学先の学校との連携はどのようにしているのかについてのご質問では、保護者との相談の中で、入学に向けて就学先の学校に伝えてほしいことを確認し、保護者の了承を得た上で、情報を学校に伝えていること、また、保護者が希望する場合、就学前に学校長との面談や学校見学を行っていることを答弁いたしました。

2点目として、入学前に得た通常級に入学する予定の児童の情報を、学校現場はどのように生かしているのかについてのご質問では、学校では、新1年生がスムーズに学校生活に適應できるように、学校長をはじめとし、教職員全員で情報を共有し、その上で児童一人ひとりの実態に応じた支援や、集団の中での児童の支援のあり方について検討し、きめ細かに対応するよう努めていることを答弁いたしました。

3点目として教職員への支援はどのように行っているのかのご質問では、まず、学校では、日ごろの子どもたちの様子や、就学相談を通して得た子どもの情報を、校内の児童支援会議等において全ての教職員で共有し、子どもたち一人ひとりの課題とその手立てを見極め、実践するよう努めており、中でも特別な支援を必要とする児童への支援の方法については、発達と心理に関する専門的な知識・技術を持つスクールカウンセラーによる助言や、日々の支援に役立つ実践的な研修を実施して、教職員のスキルアップを図っていること、また、各学校において児童に対して適切な支援が行えるよう、担任だけでなく校内支援担当者や養護教諭など教職員全員で関わるとともに、スクールカウンセラーや関係機関とも連携する校内支援体制を整えていること、そして教育委員会では校内支援体制への助言や、必要に応じて介助員等の派遣を行うなど、学校を支援していることを答弁いたしました。

次に、市民クラブ藤沢の井上 裕介 議員でございます。件名1「スポーツ振興について」の要旨2「部活動について」では、教育委員会に係わる主な質問として、3点のご質問をいただきました。1点目として、中学校における部活動の意義や位置づけについて、教育委員会はどのように考えるかのご質問では、中学校学習指導要領には、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、地域や学校の実態に応じ、地域の人々との連携などにより、工夫を行うよう規定されており、教育委員会としても部活動は学校教育の一環として、生徒の豊かな人間性の育成や人間関係づくり、心身の健全育成に大きな役割を果たすものと捉えているこ



とを答弁いたしました。

2点目として、生徒・保護者のニーズに対しての専門的な指導ができる顧問配置の現状を、教育委員会としてどう捉えているのかとのご質問では、全ての部活動に専門的な指導ができる顧問を配置することは難しい状況にあること、専門的な指導ができる顧問がいない、または顧問の転勤等によって専門性を持たない教員が顧問となっている部活動に対しては、専門的な技術指導を補うために、「中学校部活動指導者派遣事業」により、指導者を派遣して生徒・保護者の要望に対応していることを答弁いたしました。

3点目として、すべての部活動に専門的な指導ができる顧問を配置するか、部活動指導者を派遣するべきだと思うが、今後の部活動指導者派遣事業に対する教育委員会の考えを聞かせてほしいとのご質問では、まず、数多くの競技経験・指導経験のない顧問が多忙な業務の傍ら、指導を工夫しつつ中学校部活動を支えている現状を踏まえ、教育委員会としては顧問を支援してまいりたいと考えていること、そのために、中学校体育連盟が種目ごとに実施している講習会の充実に向けた支援をはじめ、指導の在り方について学ぶコーチング研修会を開催するなど、専門性や技術指導力の向上を図っていること、そして今後も顧問の専門性のサポートにつながる中学校部活動指導者派遣事業の充実に向けてまいりたいことを答弁いたしました。

次に、市民クラブ藤沢の 西 智 議員でございます。件名2「学校体育の意義と効果について」の要旨1「組体操の在り方について」では、教育委員会に係わる主な質問として、4点のご質問をいただきました。1点目として、学校や教育委員会では、組体操の危険性について認識しているのかとのご質問では、スポーツ庁の通知によれば、組体操における事故の主な原因としては、タワーなど高所からの落下、倒立の際の転倒やピラミッドの崩壊が報告されており、実施状況によっては危険を伴うものであると認識をしていること、教育委員会では平成26年に市立学校に対し、学校安全のための資料「ヒヤリハット レポート」を作成し、組体操のけがの発生状況とけがの種類を示して、組体操の危険性と安全への配慮を周知したほか、平成27年の事故防止担当者会においても、組体操に対する安全配慮について、改めて注意喚起を行っていることを答弁いたしました。

2点目として、スポーツ庁からは、「安全性を確実に確保できない場合は実施を見合わせるよう求める通知」が出ているが、安全性の確保はどのように行っているかとのご質問では、各学校では、運動会における組体操の実施にあたっては児童の体力の実態に合った演技構成を検討し、安全な

状態での実施が困難であると判断した場合は、演技の変更や見合わせを行うようにしていること、演技種目の決定後は段階的・計画的に指導を進めていくが、その際には、マット等の補助具を使用するなど工夫をしていること、また、運動会当日には、補助者として複数の職員を配置して安全性を確保しながら演技を実施していることを答弁いたしました。

3点目として、組体操の教育的意義についてのご質問では、組体操は学習指導要領において、体育的行事の目標として示されている安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資することができる運動であると考えており、運動会で行う組体操については、演技を成功させるために児童みずからが考え、助け合い、達成感や連帯感を得られるなどの教育効果が得られる種目だと考えていることを答弁いたしました。

4点目として、組体操については、他の種目への移行も含め一度見直し、安全な組体操についての研究や研修を行う必要があると考えるがいかかか、とのご質問では、各学校において運動会の種目を考える際、前年度の実施状況について様々な観点で検証した上で、実施種目を決定しており、今後も安全面や競技としての妥当性、児童の実態に合った内容となっているか等について、十分に検討した上で演目を決定するよう働きかけてまいること、また、実施にあたっては、安全に実施することが重要であると考えてるので、必要な情報の提供に努めてまいることをご答弁いたしました。

次に、ふじさわ新政会の 塚 英明 議員でございます。件名1「2020東京オリンピックについて」の要旨1「市民総働，総感動オリンピックに向けて」では、教育委員会に係わる質問として、3点のご質問をいただきました。1点目として、アスリート育成，裾野を広げるという点において、部活動が盛んな地元高校と公立中学校との合同練習や，強豪高校同士の練習試合の見学等は効果的であると考えてるが，その体制づくり，支援の仕組みづくりに向けてどのように考えるかとのご質問では，中学校における部活動は，生徒の興味関心や技能のレベル，部活動に求める内容が一人ひとり異なることから，生徒の人間形成，健全育成を目標として，生徒個々の発達段階を踏まえて運営されるべきものと考えていること，議員ご指摘の高校と中学校の合同練習や高校の試合見学，中学校同士の協力等については，中学校体育連盟の各種目専門部が強化事業として実施しており，高校の指導者が講師となって中学生を指導したり，講習会において模範となる高校生のプレーに中学生が間近で触れたり，中学のチーム同士が集まって合同練習会を行うなどしていること，また，オリンピックの開催は，将来のアスリートを目指す生徒にとって励みとなる貴重な機会であるこ

とから、今後、競技スポーツの中核を担う体育協会の事業に連携して取り組み、生徒の夢や希望の実現に向けて支援してまいることを答弁いたしました。

2点目として、体育協会と中学校体育連盟が連携して取り組んでいる事業には、具体的にどのようなものがあるかのご質問では、優秀選手表彰事業や選抜選手強化事業などがあり、優秀選手表彰事業は各種目団体から競技会や日ごろの活動において優れた実績を収めた中学生選手を推薦し、表彰するもので選手にとっても励みとなっていること、また、選抜選手強化事業については、将来有望な中学生選手や大会上位入賞者を集め、合同練習や大会参加、高校生との交流を通して競技力の向上を図っており、市内だけでなく湘南選抜、神奈川県選抜、関東選抜、全国選抜と選抜のレベルを上げて選手の強化を行っている種目団体もあることを答弁いたしました。

3点目として、オリンピックにおけるアンチドーピングの考えを学校教育に取り入れるべきではないかのご質問では、学校教育においては、小・中学校における保健学習や薬物乱用防止教室において、薬物が身体に及ぼす影響や薬物の誘惑に負けない心を育む学習を行っており、また、学校教育におけるアンチドーピングにつきましては、現在、中学校保健体育の「国際スポーツ大会の役割」という単元において扱っておりますが、今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連の話題に触れる機会が増すことから、薬物乱用防止教育と関連づけて学ぶことができる良い機会であることを、学校に対し発信してまいることを答弁いたしました。以上が、平成 28 年 6 月藤沢市議会定例会の開催結果についての報告でございます。

小竹委員長           ただいまの教育長報告についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告どおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長           これより議事に入ります。

議案第 11 号平成 29 年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

松原教育部参事       議案第 11 号平成 29 年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択について説明いたします。

この議案を提出しましたのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、小学校用教科用図書については、平成 26 年度採択と同一のものを、中学校用教科用図書につ

いては、平成 27 年度採択と同一のものを採択する必要によるものです。  
採択する小学校及び中学校用教科用図書は、議案書に記載のとおりです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長

事務局の説明が終わりました。法令により、義務教育教科用図書は、採択替えを行った時点より、4 年間は同じ発行業者のものを採択することになっております。小学校は平成 26 年度に、中学校は平成 27 年度に採択替えをしておりますので、平成 29 年度に使用する小学校用教科用図書は、平成 26 年度に採択したものと同一のものを、平成 29 年度に使用する中学校用教科用図書は、平成 27 年度に採択したものと同一のものを採択することになります。

それでは、議案第 11 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長

それでは、議案第 11 号平成 29 年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択については、原案のとおり決定いたします。

×××

小竹委員長

次に、議案第 12 号平成 29 年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

松原教育部参事

議案第 12 号平成 29 年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について説明いたします。

この議案を提出いたしましたのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同法施行令第 15 条第 1 項並びに学校教育法附則第 9 条の規定により、採択する必要によるものです。無償措置の対象となる特別支援学校における小中学部及び小学校若しくは中学校の特別支援学級にあつては、小学校用教科書目録、中学校用教科書目録、特別支援学校用小中学部教科書目録に記載されている教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書が給付の対象となり、この 3 種類の教科書の中から種目ごとに適した教科用図書 1 冊が児童生徒一人ひとりに給付されます。

また、無償措置の対象外の高等部においても、学校教育法附則第 9 条の規定により、一般図書及び高等学校用教科書目録に記載されている教科書を使用することになります。学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書につきましては、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知を参考にして、児童生徒の障がいの種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容である

ことや、系統的に編集されていること、使用上適切な体裁であること、高額過ぎない価格であることなどの事項を留意して採択すること、並びに採択した図書が完全に給付される見込みがあることなどに留意して審議することとしております。

平成 29 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、採択する教科用図書につきましては、採択日程に沿って特別支援学校長及び特別支援学級設置校長による調査研究、審議委員及び調査員の委嘱又は任命、教育委員長による審議委員長への諮問を経て、第 2 回藤沢市教科用図書採択審議委員会におきまして審議を行い、その会議録をもって答申とすることが承認されております。

(別冊資料参照)

この資料は、特別支援学校長及び特別支援学級設置校長から提出された、平成 29 年度使用特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書を事務局で一覧にまとめた、平成 29 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学習用教科用図書調査書まとめでございます。16 ページから 19 ページの資料 1 については、各学校において、今回新たに教科書としてふさわしいとして提出された新規図書と、複数の種目において希望のあった図書について、平成 29 年度使用特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書を基に一覧表にまとめたものです。児童生徒の特性を踏まえた選定理由は、各学校で教科用図書として使用させたいと考えている児童生徒一人ひとりの特性や発達段階を踏まえた上で記載しているものです。

なお、7 月 22 日に藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長から、藤沢市教育委員会委員長あて、平成 29 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議結果について答申されました。教科用図書採択審議委員会から答申された内容については、平成 29 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議結果について（答申）とあるものです。

それでは、議案事業を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長 事務局の説明が終わりましたが、議案第 12 号につきましてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

中林委員 今までに採択されてきた教科用図書も含めて価格に幅があるように思っています。資料にもその説明はありますが、改めて価格の基準について確認をさせていただきます。

瀧谷教育指導課指導主事 価格については、議案第 12 号別紙資料「平成 29 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書調査書まとめ」の資料 3 の (2) の⑤「価格については、教科書無償給与予算

との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。」とあります。また、資料2の文部科学省著作教科書 算数C-111 さんすう☆が1つ、予定価格2,374円となっておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

小竹委員長

他にありませんか。

ないようですので、協議に入ります。

採択を行うに当たっての協議方法についてのご意見をお願いいたします。

井上委員

答申にもありましたが、特別支援学校や特別支援学級で使われる教科書は、児童生徒の特性や発達段階を踏まえて幅広く選ぶことが必要であると考えます。採択の幅を広げるためにも今まで採択してきた一般図書については、引き続き使用できるようにして、新たに希望のあった図書と複数種目で希望のあった図書について、協議していくという形はいかがでしょうか。

中林委員

私も賛成です。今まで採択された一般図書の中で、少し高額な本もあって気になるころではありましたが、先ほどの説明で考慮が必要ではあるが、特性や発達段階に応じて必要であれば、採択は問題ないと思いましたが、今まで採択してきた一般図書は引き続き採択し、新たに希望のあった図書と複数種目で希望のあった図書について協議していくことに賛成いたします。

小竹委員長

ただいまのご意見を受けまして、今まで本市で教科用図書として採択されてきた一般図書は、引き続き使用できる方向で考え、ここでの協議は平成29年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書調査書のまとめの中から、「新」と書かれた今回新たに希望があった図書15冊、「新□」と書かれた今回新たに希望が複数の種目であった図書2冊、そして「□」と書かれた複数の種目での希望のあった図書8冊について協議していくという形よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長

次に、協議の進め方についてですが、No.1「国語・書写」からNo.8「体育・保健体育」まで、各種目に「新」または「□」印の図書がありますが、種目ごとに協議するのか、または総括的に協議を進めていくのかのご意見はありますか。

井上委員

協議の進め方として複数種目で同じ図書の希望が出ているということもありますので、総括的に協議していく方法がよいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長

それでは、協議の進め方として「調査書まとめ」の中から「新」と書か

れた図書、「新□」印の書かれた図書及び「□」印の書かれた図書について総括的にご意見をいただくということで進めたいと思います。

それでは、No.1「国語・書写」、No.2「算数・数学」、No.3「生活・地図・社会」、No.4「生活・理科」、No.5「音楽・器楽」、No.6「図工・美術」、No.7「家庭・職業家庭」、No.8「体育・保健体育」のご意見をお願いいたします。

中林委員

「調査書まとめ」にもありますように、それぞれの担当の先生が目の前にいる児童生徒を見て、一人ひとりにどの教科の本が最適なのかという丁寧な検討をされてきたことがとてもよくわかりました。審議委員会では校長先生、保護者の方からその子の特性に合わせ、さまざまな教科で活用ができる、すべての本において丁寧に審議をされていました。一人ひとりの児童生徒の発達段階に合わせ、また、興味関心のあるものから各教科の学びにつながるものとして、幅広く採択していけたらと思います。

こちらは感想になりますが、今回、検討された本の中には通常の学級の児童生徒にもぜひ読んでもらいたいものがたくさんありましたことを感じました。

井上委員

中林委員と同じような意見ですが、特別支援学校や特別支援学級で使用される教科書は、児童生徒の特性とか発達段階を踏まえて幅広く選ぶことが必要です。新規図書や複数種目での希望図書については、すべてについて中身を精査しました。そして対象図書すべてについて、それぞれの特徴を生かしたものばかりということで判断しております。個別には、先ほど総括して申し上げるということでしたので、申し上げませんが、児童生徒の特性を踏まえた図書が選定されておりますということで、新規図書と複数種目での希望図書を含めて、すべての図書を教科書として採択することでよしいのではないかと考えます。

吉田委員

私も中林委員、井上委員と同じように、一人ひとりの教育的ニーズに応じた一般図書を広く採択したいと考えます。その一般図書を教科書として学ぶことで、子どもたちが自立した生活を送れるようになることというのが私は大切であると考えています。そのためにはまず、楽しみながら学ぶ、意欲を持って学ぶ、わかることで次への意欲が持てる、そんな教科書がよいと考えています。個別のことは言わないということだったのですが、例えば「生活・地図・社会」で選ばれている「三省堂こどものかずの絵じてん」というものは、代表的な本であると思いますし、審議委員会でもイラストによって視覚的に楽しみながら学べる、そして生活の場面に密着していること、日課に沿って自分で行動できること、お金や買い物の学習もあわせてできることといったふうに、自立に向けての準備がしっかりとで

きる1冊だと考えます。また、今回「まとめ」の資料の16ページから、各学校から寄せられた一般図書の選定理由がまとめられております。例えば「国語・書写」の「もじ・ことば3 やさしいひらがな1集」のように、同じ教科書を使用しても、黒ポチが幾つかあるかと思うのですけれども、そのニーズが一人ひとりによって違うということがよくわかります。また、逆に「写真でわかる なぜなに1 どうぶつ」のように、選定理由の記載が1つしかない、そういったものについても一人ひとりの特性に合わせた、子どもの特性に合わせて選ばれているということがよくわかりました。

それから複数の教科で使用する理由についても、子どもの特性と合わせてみると、この教科書はこの子にとってはこの教科、この教科書はまたこの子にとってはこの教科というふうに理由が述べられていて、調査に当たられた先生方の愛情を感じたものでした。

それから先ほど申し上げた視覚的にとらえやすいとか、興味を持って取り組めるとか、楽しく学ぶとか、日常生活に即しているといったように、一般図書がどのようにして子どもたちに使われていくのかということも、よくこの資料でわかります。

それから第2回の審議委員会の中で特に、なるほどと思ったことですが、例えば「国語・書写」の「写真図鑑カード 特急・新幹線カード」ですが、私はカードというのは本ではなくて、いかがなものかなと思っていたのですが、審議委員会の審議委員の校長先生の中に、本としての体裁はなさないけれども、認知の弱い子どもに対しては、注目させるということについて、その部分だけを見せることで非常に集中できる、だからカード式がよいというお話があったり、くもん式のドリルというのが、たくさん使われるようになってきたけれども、それはスモールステップを繰り返しながら進めていくということが大切で、なおかつそれを達成することで自己猶予感が持てるといったこともあらわれてきたので、くもん式が多いというお話がありましたけれども、なるほどと感心させられたことです。お使いになる先生方については、私は毎年申し上げているのですが、その学年のときだけを見るのではなくて、経年で今、この時期にこの子にとって、この本を使って学ぶことが、その先の子どもの成長につながるということをぜひ思っていただいて、日常の中で使っていただけたらありがたいと思います。今まで選ばれてきた教科書、そして今回新しく使わせたいと思った教科書、また、複数で使わせたいと思った教科書すべてについて採択することに賛成です。

小竹委員長

それでは、私も意見を述べさせていただきます。皆さんと重なる部分が多いのですが、特別支援学校や特別支援学級では一人ひとりの発達が違い



ます。児童の発達の段階に合わせて教科書を選んでいくことが重要と考えております。子どもが興味を示す食べ物、動物、乗り物などを用いたものや大きな文字、きれいなイラストや絵で表現されているもの、本の形ではなくカードを使ったものなど、すべての子どもの知的関心を引き出す工夫がされていると思われました。実例を挙げるとすれば、独り立ちするための「算数・数学」では単位が示されていること、スーパーで買い物をすることなど、日常生活に即した事例が示されております。社会生活に密着した書き方で、社会の中で活用するためのヒントも多く示されていると思えます。暮らしに役立つ「理科」では、健康、自然、エネルギー、薬品などを生活に沿ってわかりやすく書いてあって、本の題名どおり暮らしに役立てられる本であること、そしてまた、将来の児童や子どもの自立に向けた観点からも大変によい図書であると思われました。

全体としましては、その子、一人ひとりに合わせて想定され、選ばれてきたものと思えます。私も今回、教科用図書として希望のあった図書は、すべて採択したいと考えております。

それでは、いろいろとご意見をいただきましたが、新規図書と複数種目での希望図書を含めて、発行者による供給が困難となった図書を除いたすべての図書を教科書として採択することにしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

小竹委員長        それでは、議案第 12 号平成 29 年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択については、ただいまの協議のとおり、平成 29 年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の審議結果にあります、発行者による供給が困難となった図書を除いたすべての図書を教科書として採択いたします。

××

小竹委員長        次に、議案第 13 号平成 28 年度教育施設整備に係る工事計画の策定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

山口学校施設課長        議案第 13 号平成 28 年度教育施設整備に係る工事計画の策定についてご説明いたします。

この工事計画の提案理由といたしましては、教育施設の整備を図るため、平成 28 年度における工事計画を策定する必要によるものです。また、この提案理由の根拠といたしましては、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 9 号に記載のとおり、1 件 9,000 万円以上の工事の計画を策定する場合には教育長に委任されておらず、教育委員

会に諮ることとなっていることによるものです。

工事計画につきましては、1 中学校一般整備事業一般計画の(1)中学校学校施設環境整備事業ですが、大庭中学校のトイレ改修工事1件で、予算額は記載のとおりです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長 事務局の説明が終わりましたが、議案第13号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、議案第13号平成28年度教育施設整備に係る工事計画の策定については、原案のとおり決定いたします。

×××

小竹委員長 次に、議案第14号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小池教育部参事 議案第14号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

藤沢市学校事故措置委員会は、児童生徒の安全についての施策を推進するとともに、学校管理下の事故により、災害を受けた場合に見舞金等を支給することなどを審議することを目的に設置されております。藤沢市学校事故措置条例第5条第2項に基づき、藤沢市学校事故措置委員会規則が規定されており、その第4条第2項により補欠の委員を委嘱する必要が定められております。現在の学校事故措置委員会委員が本年3月31日をもって2名退任したことに伴い、2016年7月28日から2016年12月31日までを期間とし、新たな委員の委嘱をするものです。

参考として、藤沢市学校事故措置委員会規則第3条による委員会の委員の選出区分は、(1)市民2人、(2)学識経験者3人、(3)保護者5人、(4)市立学校教職員4人となっております。今回は、このうち(4)の市立学校教職員のうち2名についての委嘱でございます。

それでは、議案事業を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長 事務局の説明が終わりましたが、議案第14号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、議案第14号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長           その他に入ります。

(1) 藤沢市教育委員会学校給食課職員による給食費の着服について、事務局の説明を求めます。

神尾（哲）教育部参事   藤沢市教育委員会学校給食課職員による給食費の着服についてご説明いたします。(資料参照)

1. 事件の概要   学校給食課に所属する職員が、2011年(平成23年)ごろから食材納入業者へ支払う共同購入物資に係る食材費を学校給食会の口座から引き出し、これを私的に流用していたことが発覚しました。判明した契機は、2015年(平成27年)1月から3月までの食材費が現時点において入金されていない旨の食材納入業者からの連絡でした。内部調査を行ったところ、食材納入業者への支払額と口座通帳の残高に相違があったもので、現時点で判明している着服額は6,470万7,922円となっておりますが、詳細は現在調査中です。なお、児童への給食は献立どおりに提供しており、この着服による影響はありません。

2. 不正を行った職員   職位：上級主査(再任用職員)(不正当時：課長補佐・主幹(2014～)) 年齢：61歳 性別：女性

3. 着服が発見できなかったことについて   銀行での振込手続きをほぼ1人に任せてしまったこと、振込後の通帳チェック体制がとれていなかったこと、私会計から公会計制度へ移行の際、決算確認を怠ったことなどにより、不正の防止及び早期発見ができなかったことは、教育委員会としての責任であると考えています。

4. 今後の対応について   本件について、刑事告訴に向けた準備を進めます。また、当該職員及び監督責任者について厳正な処分を行います。また、納入業者への補償については、より詳細な調査の上、誠意を持って対応してまいります。大変申しわけございませんでした。

小竹委員長           事務局の説明が終わりましたが、ただいまの説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員           あつてはならないことがまた起きてしまったと感じております。今、説明があったように、着服が発見できなかったことが、銀行での振込手続きを1人に任せていたこととなっておりまして、まさにそこが盲点になっていたかと思えますけれども、このようなことが2度と起こらないように、今後、手続きを複数で行うということに改めていただいて、2度とこのようなことが起きないように、チェック体制をさらに強化し、引き締めていただきたいと思います。

中林委員           本当に信じられないような話でびっくりしているのですが、民間企業でも今、1人で経理を担当することはほとんどないと思うところです。小学

校、中学校のPTAでも会費をお預かりして活動していますが、その際に会計は必ず2名以上、任期は2年までと内規を持って活動しています。出金も会長が何を言っても会計がうんと言わない限りお金が出ないような状況になっているところもありますので、そのあたりを考えると、会計監査についても少なくとも年に1回、年度末には1円単位で現金と通帳と必ずつき合わせをして、会計監査も3人は置いているところもあることを考えますと、1人で口座を管理しているという状況については、一般的には考えられないことで、体制にも問題があったと言わざるを得ないと思っています。いま一度、教育委員会の中で総力を挙げて、他にないことを祈っておりますが、洗い出しをしていただきたいと思います。そして2度と起きないように体制づくりを早急に整えていただきたいと思います。

小竹委員長

私からも一言意見を述べさせていただきます。着服ということも遺憾なことですが、その額の多さにびっくりしています。着服が発見できなかった理由として、まず1人の方に長年にわたって任せてしまったことが大きな盲点だったのではないかと思いますし、発見が遅れた大きい原因の1つだったと思います。皆さん、一生懸命仕事をされている中で、こういう一つひとつの不祥事が起きますと、とても残念な評価につながってまいります。2度とこのようなことが起こらないようにしていただきたいということと、今後、未然に防げるような方法を講じていただきたいと思います。

小林教育次長

ただいま皆様からいただいたご意見を真摯に受けとめて、今後、対応していかなければいけないと思っております。1人ずっと対応させてしまったという理由ですが、そこについては一定の経験が長い職員であった、給食という専門的な立場で当たっていた、そこに組織として甘んじていた結果だと私どもは現在考えているところです。一方、それが仮に1人でやらせていたにせよ、最終的な支払段階でのチェック体制がしっかりとれていれば、このようなことは防げたのではないかと。少なくともその2点に関しては全体的な組織体制の中で甘さというか、緩みがあったことは、今になっては取り返しのつかないことですが、痛感をしているところでございます。今後につきましては、この件を受けまして、全庁的に、もちろんこの給食費という件ではなくて、すべての事業、すべての会計システムに対して精査をしながら、どこに漏れがあるのか、どこにチェック体制の不備があるのか、そういうところを十分に検証しながら、今後、絶対に起きないように体制を改めて構築するという形で、既に検証作業に入っているところでございます。もちろん職員につきましては、それなりの処分がありますし、私どもにつきましても、今後適正な処分があらうか

と思います。それを厳粛に受けとめながら、職務に邁進してまいりたいと思いますので、何とぞご理解をお願いいたします。

小竹委員長           この件について他にありますか。

                          ないようですので、この時点です承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長           以上で、本日予定いたしました審議する案件はすべて終了いたしました。

                          委員の方で、前回の定例会からきょうまでの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

                          それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。8月17日(水)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということでしょうか。

                          (「異議なし」の声あり)

                          それでは、次回の定例会は8月17日(水)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

                          以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしました。

                          午後4時19分 閉会